

令和2年度答申第25号
令和2年7月20日

諮問番号 令和2年度諮問第20号（令和2年7月6日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち

所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令169号。「以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成30年2月21日、P社（以下「本件会社」という。）について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。
(認定通知書)
- (2) 審査請求人は、平成30年4月17日、処分庁に対し、平成29年3月31日を基準退職日として、未払賃金の合計額が359万1400円であること等の確認を求める本件確認申請をした。
(確認申請書)
- (3) 処分庁は、平成30年8月31日、本件確認申請に対し、平成28年12月31日を基準退職日として、未払賃金の合計額を143万6560円と

する本件確認処分をした。

(確認通知書)

(4) 審査請求人は、平成30年11月28日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和2年7月6日、当審査会に対し、本件確認処分は取り消されるべきであるとして、諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

勤務実態が同じであるにもかかわらず、基準退職日は、同僚労働者の方が審査請求人よりも後になっているが、少なくとも平成29年3月10日を審査請求人の基準退職日とすべきであり、再審査していただきたい。

本件会社の代表者が交代したことを知らないまま勤務を続け、9か月後に知らされた。事前の退職勧告がなく、また、退職手続を遅らせる行為により、不利益が発生した。

(審査請求書、補足資料)

5 処分庁の主張の要旨

審査請求人は、本件会社の代表者の交代を知らずに、前代表者の指示の下で勤務を続けたと主張しているが、代表者の交代を知らなかったことを裏付ける客観的資料の提示はなく、審査請求人が代表者の交代を知らずに勤務を続けていたとは判断できない。

審査請求人が、前代表者が解任された平成28年12月8日まで勤務していたことの判断はできるが、それ以降、使用者の業務指示による勤務は確認できない。

新代表者は、審査請求人の平成28年12月分及び平成29年1月分の賃金が未払であることを認めているため、同月分の賃金計算期間の末日である平成28年12月31日を基準退職日と判断したものであるが、審査請求人が主張する平成29年2月分から同年4月分までの賃金が未払であるという事実は確認できない。

(弁明書(差替))

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 審査請求人の基準退職日について

処分庁は、平成28年12月31日を審査請求人の基準退職日と判断したと主張するが、審査請求人が同日付けで退職の意思表示を示している客観的資料は存在せず、審査請求人も、同日付けで退職の意思表示を示していることは主張していない。

また、審査請求人と本件会社との労働契約が有期雇用契約であることは、上申書、労働者名簿、電話聴取書等には示されておらず、平成28年12月31日が雇用期間の満了であることを裏付ける客観的資料は存在しない。

次に、平成28年12月31日をもって、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能になったかどうかについては、本件会社の元労働者2名の電話聴取書において、平成29年3月10日まで働いていた旨の申述があることから、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止したのは、平成28年12月31日ではなく平成29年3月10日と判断することが妥当である。

さらに、使用者による解雇があったかどうかについては、審査請求人及び処分庁の主張では、使用者による解雇が平成28年12月31日付けで行われた事実は認められない。

以上により、審査請求人が平成28年12月31日付けで退職した事実は認められないことから、処分庁が同日を基準退職日としたことは妥当とはいえず、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止した平成29年3月10日を審査請求人の基準退職日と判断することが妥当である。

2 審査請求人の平成28年12月8日以降の労働実態について

審査請求人は、自身の業務内容は、セールスプロモーション及びグッズの企画等であり、本件会社の代表者が交代した平成28年12月8日以降は、勤務表等はないが前代表者の指示を受けて主に自宅で業務を行っていたと主張する。

審査請求人が提出したメール記録によれば、平成28年12月8日以降も取引先と思われる者との間でやり取りが行われており、また、他の元労働者の供述によれば、家賃の滞納により事務所を使用できなくなり、事務所の退去に伴って労働者が退職を余儀なくされたのは平成29年3月10日であるから、同日が実質的に本件会社の事業停止日であると判断することが妥当である。

以上により、審査請求人が主張する平成29年3月10日まで業務は継続していたと判断することができる。

しかしながら、審査請求人が提出したメール記録は日にちが断片的であること、また、審査請求人が提出したSNSによる業務報告等のやり取りの記録が、前代表者が解任された日前後で途絶えており、それ以降に業務報告等が行われていたかが分からないことから、全ての労働日に業務が行われていたかどうかは提出された資料から判断できず、処分庁の調査においても、メール記録及びSNSによる業務報告等の記録の妥当性等が調べられていないことから、処分庁による審査請求人の労働実態を確認する調査が十分に行われたとはいえない。

3 本件会社の代表者交代後の審査請求人に対する賃金支払義務について

審査請求人の雇用契約の状況について、本件会社の給与明細一覧表、審査請求人の預金口座の記録、審査請求人に係る電話聴取書（平成30年7月19日付け）等によれば、審査請求人は、前代表者の指示を受けて主に自宅で業務を行っていたことが認められ、事業主である本件会社と雇用契約を締結し、使用者である前代表者との使用従属関係の下、業務に従事していたと判断できる。

さらに、審査請求人が、前代表者が解任された平成28年12月8日以降も前代表者が出した業務指示に従って業務を継続して履行していたとしても、それは本件会社との使用従属関係の下で行われる「労働の対償」と考えられる。

しかし、上記電話聴取書において、審査請求人は、前代表者の指示の下で平成29年3月まで働いていたと主張しており、前代表者が解任された後も前代表者から指揮命令を受けていた場合は、前代表者の指揮命令によって業務に従事したものは、本件会社との使用従属関係の下で行われる「労働の対償」とはいえないことから、本件会社との間には賃金は発生しないと考えられる。

この点、処分庁の調査では、審査請求人の上記主張の意図及び前代表者が解任された後の審査請求人と前代表者との業務上の関係性が明らかにされておらず、調査が十分に行われたとはいえない。

4 以上の検討の結果、審査請求人が平成28年12月31日付けで退職した事実は認められず、処分庁が同日を審査請求人の基準退職日と認定したことは妥当とはいえないこと、また、処分庁の調査では、前代表者が解任された後の審査請求人の労働実態及び審査請求人と前代表者との業務上の関係性が明らかにされておらず、調査が十分に行われたとはいえないことから、処分庁の判断は妥当とはいえない。

よって、本件審査請求には理由があることから、本件確認処分は取り消されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件において、審査請求受付がなされたのは平成30年11月28日であるが、当審査会に諮問がなされたのは、その後1年7か月以上も経過した令和2年7月6日である。

また、審査請求人が未払賃金立替払の請求をするには、未払賃金額等の確認通知書とともに所定の請求書を独立行政法人労働者健康安全機構に提出する必要がある（賃確則17条1項及び2項）ところ、その提出は、上記第1の2（2）の認定があった日の翌日から起算して2年以内に行わなければならないとされている（同条3項）。本件会社についての同認定の日は平成30年2月21日であるから、審査請求人は令和2年2月21日までに上記請求書を提出しなければならないことになるが、諮問の時点で同期限は既に徒過している。

審理に際しては、上記期限を念頭に置いた上で、手續を計画的かつ迅速に進行させる必要があり、本件においてはかかる配慮がなされたとは考えられず、この点改善が求められる。

- (2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

本件確認申請は、基準退職日を平成29年3月31日とし、平成28年12月22日、平成29年1月25日、同年2月25日、同年3月25日及び同年4月25日を各支払期日とする定期賃金につき未払賃金として確認を求めたものであるところ、処分庁は、平成28年12月31日を基準退職日と認定した上で、同月22日及び平成29年1月25日を各支払期日とする定期賃金のみを未払賃金として確認したものである。

審査請求人が平成28年12月31日に本件会社を退職したことを明確に認定するに足りる証拠はなく、本件会社が事実上の倒産をするまで、審査請求人が本件会社の労働者として業務に従事していたのであれば、その間の労働に対して賃金が発生するのは明らかである。

本件会社の労働者として業務に従事していたかどうかについては、審査請求人が具体的にいかなる業務を行っていたのか、審査請求人が行った業務が本件会社に効果が帰属するものなのかによって判断すべきものであるところ、これらの点についての調査が不十分なまま、審査請求人が平成28年12月31日

に退職したと認定して本件確認処分が行われており、本件確認処分は取り消されるべきものとする審査庁の判断は、妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件確認処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史